高速自動車国道 北陸自動車道	北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町（朝日インターチェンジ）から 米原市（米原ジャンクション）まで
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋関線	東名阪自動車道	名古屋市緑区（名古屋南インターチェンジ）から 亀山市（亀山南ジャンクション）まで
高速自動車国道 近畿自動車道 伊勢線	伊勢自動車道	亀山市（伊勢関インターチェンジ）から 伊勢市（伊勢インターチェンジ）まで
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	伊勢湾岸自動車道	愛知県海部郡飛島村（飛島インターチェンジ）から 四日市市（四日市ジャンクション）まで
	新名神高速道路	四日市市（四日市ジャンクション）から 甲賀市（甲賀土山インターチェンジ）まで
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲 勢和線	紀勢自動車道	三重県北牟婁部紀北町（紀伊長島インターチェンジ）から 三重県多気郡勢和村（勢和多気インターチェンジ）まで
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	舞鶴若狭自動車道	小浜市（小浜インターチェンジ）から 敦賀市（敦賀ジャンクション）まで
一般国道１号	新湘南バイパス	藤沢市（藤沢インターチェンジ）から 神奈川県中郡大磯町（大磯インターチェンジ）まで
一般国道１号	西湘バイパス	神奈川県中郡二宮町（西湘二宮インターチェンジ）から 小田原市（箱根口インターチェンジ）まで
一般国道138号	東富士五湖道路	富士吉田市（富士吉田インターチェンジ）から 静岡県駿東郡小山町（須走インターチェンジ）まで
一般国道271号	小田原厚木道路	小田原市（小田原インターチェンジ）から 厚木市（厚木インターチェンジ）まで
一般国道302号	伊勢湾岸道路	東海市（東海インターチェンジ）から 愛知県海部郡飛島村（飛島インターチェンジ）まで
一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	茅ヶ崎市（茅ヶ崎ジャンクション）から 海老名市（海老名南ジャンクション）まで
		海老名市（海老名インターチェンジ）から あきる野市（あきる野インターチェンジ）まで
一般国道468号	東海環状自動車道	豊田市（豊田東ジャンクション）から 関市（美濃関ジャンクション）

⑵　料金の額

①　高速自動車国道（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

⑴　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）及びハの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間とする。

⑵　料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

A　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

車種＼区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

B　100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。